

公益財団法人ソーシャルサービス協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ソーシャルサービス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。

- (1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46
- (2) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号
- (3) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番地26号 宮井ビル7階
- (4) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地
- (5) ワークセンター 京都府京都市南区伏見区桃山町金井戸島13番地48

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、勤労者・生活困窮者・高齢者・失業者・障がい者等の経済的・社会的地位の向上、福祉増進と雇用機会の提供に関する活動を推進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 清掃事業及び一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業など臨時的、短期的就労を希望する失業者等を雇用して行う事業
- (2) 無料職業紹介事業及び職業訓練事業を含む就労支援事業
- (3) 生活困窮者の福祉の向上を目的とする事業
 - ア ホームレス等の自立支援に関連する事業
 - イ 第2種社会福祉事業（無料低額宿泊事業および生活相談等）
 - ウ 居住支援法人事業
- (4) 高齢者福祉及び障がい者・生活困窮者向け介護事業
 - ア 介護保険法に基づく居宅系サービス事業居宅介護支援事業、訪問介護、訪問入浴、通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護、複合型サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（それぞれ介護予防含む）
 - イ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援、通所介護、計画相談支援事業

エ 高齢者向け諸住宅事業

(5) 介護労働に従事するための資格取得に関する研修事業

ア 介護員養成研修

イ 介護職員初任者研修

ウ 同行援護従事者養成研修

エ 移動介護従事者養成研修

オ その他必要な資格取得等事業

(6) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供、貸与する為の「全日自労会館」「ユニオンコーポ」の管理運営に関する事業

(7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次の各号をもって構成する。

- 1 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる収入
- 3 寄附金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第6条 この法人の資産の管理は理事長がおこなうものとし、その方法は理事会の議決による。

(特定費用準備資金)

第6条の2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるため保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する、とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員4名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれかにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦する、ことができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員には報酬を支給しない。ただし、交通費は別の基準で支給する。

第 5 章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年度6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 3月及び理事会が必要としたとき。
 - (2) 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。理事長は、前条第3項第2号の規定に基づく請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって代表理事とし、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

4 理事が不正な行為をし、若しくは不正な行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事は、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。

- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に理事会の招集が発せられない場合は、それを請求した監事は直接理事会を招集することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事

会の招集の請求があったとき。

- (3) 第25条第5項の規定により、監事から理事長に対し、理事会招集の請求があったとき、又は同条第6項の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第32条 理事会は、前条第3項3号後半の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項2号の規定に基づき理事から請求があったとき、又は同第3号の規定に基づき監事から請求があったときはその日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

- 4 理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(責任の免除)

第35条 当法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 37 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 38 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の公益財団法人への移行の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 神田豊和、赤羽目寛、赤羽数幸、岡山昇、柴田和啓、角田季代子
監事 伊藤東一、松田隆浩
- 4 この法人の最初の理事長は神田豊和とする。
この法人の最初の常務理事は赤羽目寛とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
評議員 斉藤眞一、廣瀬肇、平山博雄、福富保名、宮本禮二郎とする。
- 6 平成26年7月1日より施行する。
平成26年8月6日に一部改正し施行する。
平成27年1月15日に一部改正し施行する。
平成27年6月29日に一部改正し施行する。
平成27年12月14日に一部改正し施行する。
平成28年3月25日に一部改正し施行する。
平成28年6月29日に一部改正し施行する。
平成29年1月20日に一部改正し施行する。
平成29年3月24日に一部改正し施行する。
平成29年11月1日に一部改正し施行する。
平成30年1月19日に一部改正し施行する。
平成30年3月23日に一部改正し施行する。
平成31年1月30日に一部改正し施行する。
平成31年4月1日に一部改正し施行する。
令和元年7月1日に一部改正し施行する。
令和元年10月23日に一部改正し施行する。
令和2年1月1日に一部改正し施行する。
令和2年4月1日に一部改正し施行する。
令和3年1月20日に一部改正し施行する。
令和5年3月24日に一部改正し施行する。

令和6年1月19日に一部改正し施行する。

令和7年1月10日に一部改正し施行する。

令和7年3月24日に一部改正し施行する。

令和7年6月23日に一部改正し施行する。